

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・8月の診療予定

総合診療内科	午前 月から金曜日(午前11時までの受付) 午後 金曜日(午前、午後診療いずれも完全予約制)
整形外科	午前 月、水、木、金曜日 午後 金曜日(午前、午後診療いずれも完全予約制)
循環器内科	午前 月から金曜日(初診は月、火、木、金曜日。水曜日の再診は予約のみ) 午後 月、木、金曜日(初診は月、金曜日。木曜日の再診は予約のみ)
消化器内科	午前 8日(金)、15日(金)(午前11時までの受付) 午後 8日(金)(完全予約制)、15日(金)(完全予約制)、28日(木)
呼吸器内科	午前 金曜日(午前11時までの受付) 午後 木曜日
神経内科	午前 1日(金)、15日(金)、29日(金)
総合診療(外科)	午前 火から木曜日
外科専門外来	午前 4日(月)(午前11時までの受付) 今年度から曜日変更になりましたので、ご注意ください。
小児科	午前 月から金曜日 午後 火と木曜日(午後3時~午後4時の受付)
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日(初診は完全予約制) 午後 月、火、水曜日(完全予約制)
産婦人科	午前 5日(火)、18日(月)、19日(火)(午前11時までの受付) 午後 4日(月)、18日(月)
耳鼻咽喉科	午前 5日(火)、6日(水)、13日(水)、14日(木)、19日(火)、20日(水)、28日(木)(午前11時までの受付) 午後 13日(水)、27日(水)
眼科	午前 7日(木)、21日(木)(予約以外の初診受付午前11時まで) 午後 6日(水)、20日(水)、27日(水) コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。 眼鏡の処方、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。

※診療受付時間

午前...8時00分~11時30分(初診の方は、9時00分~)

午後...1時00分~2時30分

予約受付時間(定期患者のみ) 午後1時00分~午後4時00分

看護職員等を募集しております

詳しくは、病院局のWebまたは
右の二次元コードをご確認ください。



MRI検査は、長いよね？！

Q. なぜ時間がかかるんですか？

A. MRI画像には、複数画像を撮影することが可能で、病変によって診断がしやすい画像があるので数種類の画像作成と複数断面を撮影するため時間がかかります。経過観察の撮影は、決まった撮像だけなので短時間です。

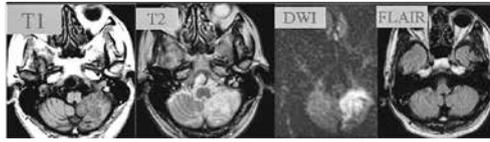


図1
頭部撮影法

また、スライス厚と呼ばれる1画像の厚さが厚いと時間が短いですが、厚すぎると小さい病変が診断しづらくなります。



図2
断面を表現
実際は白黒

Q. 撮影するとき狭い？

A. 当院の装置は、約60cmのトンネル状になっている装置なので狭く感じます。他施設にはオープン型MRI装置があり、装置内が広く開放感がありますが、画質が粗くなります。整形外科や循環器色々な場所を撮影する良い装置を導入しています。検査中は目を閉じるなど我慢していただきますが、ご了承ください。



診療放射線技師
布施 隆英



法テラス

法テラス江差通信

お問い合わせ 法テラス江差法律事務所

TEL 050-3383-5563

(第180号)

子どもの手続き代理人制度について

家庭裁判所で取り扱う家事事件に関して、子どもの手続き代理人という制度があります。これは手続きの中で子どもが自らの意見を表明することを弁護士がサポートする制度です。なお、ここで制度を利用することが想定される「子ども」とは、おおむね小学校高学年以上のことを指すようです。

この制度が利用できるのは、離婚調停や面会交流調停など夫婦関係や親子関係に関する紛争になります。

その中でも、子どもの言動が対応者や場面によって変わってしまう事実や子どもの利益にかなう合意による解決を促すために子どもが自ら提案をすることが有益と思われる事案などでの活用が期待されているようです。子どもの手続代理人の選任方法は、子ども自身が弁護士会などに連絡をして自ら手続代理人を選任する方法と子どもが裁判手続きに参加することで裁判所が選任する方法が想定されます。

一方で、子どもの手続き代理

人を選任したとして、弁護士報酬などは誰が負担するのかという問題があります。これは本来的には両親などの当事者が負担することが考えられますが、日本弁護士連合会の基金による報酬援助制度を利用できる場合もあります。

実はこの制度は、家事事件手続法の効力が生じた2013年からスタートした制度です。昨年、共同親権制度の導入を含めた主に親子関係に関する民法改正が成立したことで再び注目を浴びることになりました。

これから先述の民法改正が効力を生じることになると、子どもが自ら意見を表明することで適切な紛争解決を図ることができ、事案は増えていくように思われます。今後の動向に私自身注目していきたいと思えます。

ご相談のご予約は、

050-3383-5563

までお願いいたします。

(法テラス江差)

弁護士 樋口 直久

上ノ国町
地域活動支援センター
新規利用者募集中！

個別相談・見学・体験も受付中！お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先 たまみずき北海道 ☎0139-56-1203

